

| | |
|-------|-----------------------------------------------------|
| 条 例 名 | 愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例 |
| 主 管 課 | 警察本部交通規制課 |
| 根拠法令等 | 道路交通法の一部を改正する法律(平成19年6月20日公布、公布の日から3月以内に政令で定める日に施行) |

【改正の概要】

別表に規定する手数料に係る道路交通法（昭和33年法律第105号）の改正に伴い、所要の改正を行う。

道路交通法の一部改正に伴う規定整備

項ずれ 「第49条第2項」 「第49条第1項」

改正前 時間制限駐車区間における駐車の適正を確保するため、パーキング・メーターを設置する
（法第49条第1項）
道路の構造等からパーキング・メーターの設置が適当でない場合はパーキング・チケット
発給設備を設置できる。 （ " 第2項）

改正後 時間制限駐車区間における駐車の適正を確保するため、パーキング・メーター又はパーキ
ング・チケット発給設備を設置する（法第49条第1項）

施 行 日 公布日

【その他参考事項】

道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）の概要

悪質・危険運転者対策（公布の日から3月以内に施行）

・飲酒運転に対する罰則の強化

運転者本人 酒酔い 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

酒気帯び 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

車両提供者 運転者が酒酔い 1年6月以下の懲役又は25万円以下の罰金 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

運転者が酒気帯び 6月以下の懲役又は15万円以下の罰金 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

・救護義務違反（いわゆるひき逃げ）

5年以下の懲役又は50万円以下の罰金 10年以下の懲役又は100万円以下の罰金

高齢運転者対策等（公布の日から2年以内に施行）

・75歳以上の高齢運転者の免許証更新時における認知機能検査の導入

・高齢者講習を受講することができる期間を更新期間満了日の6月前に延長

被害軽減対策（公布の日から1年以内に施行）

・後部座席シートベルトの着用義務付け